

■ 町民参画手続の実施状況（令和5年度実績）

対象期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日

(1)パブリックコメント

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 募集期間 | 周知方法 | 対象 | 意見件数 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|--|--|-------------------|-----------------------------|----|------|----------------------------|----|
| 1 | 農村滞在型余暇活動機能整備計画書の策定【商工観光課】 | 都市と農村の交流を促進するための機能整備に関する計画として策定するもの | 令和5年5月22日～6月12日 | 広報笑顔5月号、町HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 7件 | HP、広報あびら8月号、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | |
| 2 | 安平町デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画の策定【総務課情報G】 | デジタル技術を中心とした社会変革により、『デジタル技術を活用した便利で快適にくらせるまちの実現』を目指すべき姿とし、実現に向けたその見通しをたてるため策定するもの | 令和5年7月3日～7月31日 | 広報笑顔7月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 0件 | HP・広報あびら10月号・総合庁舎、総合支所での閲覧 | |
| 3 | 安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定【政策推進課政策推進G】 | 国より改訂を求められている、コロナやデジタル化などの社会情勢の変化に対応した、さらなる地域課題の解決や魅力向上に向けた総合戦略として改訂するもの | 令和5年11月20日～12月11日 | 広報笑顔11月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 2件 | HP・広報笑顔12月号・総合庁舎、総合支所での閲覧 | |
| 4 | 安平町公共施設等総合管理計画の改訂【建設課施設G】 | 国の策定方針の改訂に加え、北海道胆振東部地震以降の公共施設の現状、人口推計や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として見直しを | 令和5年12月5日～12月25日 | 広報あびら12月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 0件 | HP・広報あびら1月号・総合庁舎、総合支所での閲覧 | |
| 5 | 安平町地域福祉計画 第4期計画の策定【健康福祉課福祉G】 | 社会福祉法107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉を推進するための基本的な計画としての性質をもつものであり、安平町の地域福祉を確立するための計画として策定するもの。 | 令和5年12月25日～1月19日 | 広報笑顔12月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 0件 | HP・広報あびら2月号・総合庁舎、総合支所での閲覧 | |
| 6 | 安平町健康増進増進計画(健康あびら21)第3次計画の策定【健康福祉課健康福祉G】 | 高齢化が進む中、町民一人ひとりが主役となって、健康観を持って健康による生活の質を高め、健康寿命を伸ばし、健康で豊かな社会の実現を目指すことを目的に策定するもの。 | 令和6年2月2日～22日 | 広報笑顔1月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 0件 | HP・広報あびら3月号・総合庁舎、総合支所での閲覧 | |
| 7 | 安平町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定【健康福祉課国保・介護G】 | 介護保険法第117条第1項における介護保険事業の保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるもの。 | 令和6年2月2日～22日 | 広報笑顔1月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 0件 | HP・広報あびら3月号・総合庁舎、総合支所での閲覧 | |
| 8 | 安平町森林整備計画書の変更【産業振興課 土地改良・林務G】 | 森林法第10条の5の規定に基づき、地域森林計画対象民有林(林小班)が所在する安平町の民有林について、地域森林計画に適合するため、5年ごとの計画を作成するもの。 | 令和6年2月9日～3月8日 | 広報笑顔1月号、HP、総合庁舎及び総合支所での閲覧 | 町民 | 0件 | HP・広報笑顔3月号・総合庁舎、総合支所での閲覧 | |

(2)アンケート調査

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 実施期間 | 実施方法 | 対象 | 回答件数 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|-----------|----|------|------|----|------|---------|----|
| 1 | 該当なし | | | | | | | |

(3)モニター制度

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 実施期間 | 公募方法 | 参加状況 | 意見件数 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|-----------|----|------|------|------|------|---------|----|
| 1 | 該当なし | | | | | | | |

(4)町民説明会(審議会等以外の団体への意見聴取を含む)

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 実施日又は実施期間 | 周知方法 | 対象 | 参加状況 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|-----------|----|-----------|------|----|------|---------|----|
| 1 | 該当なし | | | | | | | |

(5)ワークショップ

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 実施日又は実施期間 | 周知方法 | 対象 | 参加状況 | 結果の公表状況 | 摘要 |
|-----|----------------------------------|--|--------------|--------------------------|----|------|-----------------------|----|
| 1 | 都市計画マスタープラン策定に向けた住民意見交換会【建設課施設G】 | まちづくり(都市計画マスタープラン)に対し、地域ごとの課題や今後の方向性についてグループ討議などにより広く意見を伺うもの | 令和5年8月31日(木) | 広報笑顔8月号・Web及び無作為抽出90名に郵送 | 町民 | 5名 | 計画策定時に結果を掲載又は資料版に記載予定 | |

(6) 審議会等において意見聴取を行ったもの

| No. | 事業名称及び担当課 | 概要 | 審議会の名称・開催日 | 第6条第1項の該当、審議内容等 | 結果の公表状況 |
|-----|--|---|--|---|------------------------------|
| 1 | 安平町デジタル田園都市国家構想総合戦略の策定【政策推進課 政策推進G】 | 国より改訂を求められている、コロナやデジタル化などの社会情勢の変化に対応した、さらなる地域課題の解決や魅力向上に向けた総合戦略として改訂するもの。 | 第1回未来創生委員会 令和5年6月16日 | 1号(計画策定)に該当 総合戦略の策定に関する各種審議を実施した。 | HP(会議録公表ページ)、担当窓口での閲覧、広報にて公表 |
| 2 | 苫小牧圏都市計画と畜場の変更【建設課施設G】 | 苫小牧圏都市計画と畜場の変更について行うもの | 第17回安平町都市計画審議会 令和5年6月16日 第18回安平町都市計画審議会 令和5年8月30日 | 1号(計画策定)に該当。 安平町都市計画審議会委員から意見徴取し、承認されたことにより計画に反映された。 | HP、担当窓口での閲覧、広報にて公表 |
| 4 | 安平町地域福祉計画 第4期計画の策定【健康福祉課福祉G】 | 社会福祉法107条に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉を推進するための基本的な計画としての性質をもつものであり、安平町の地域福祉を確立するための計画として策定するもの。 | 安平町地域福祉総合検討推進会議 しょうがい福祉部会 令和6年2月15日 | 1号(計画策定)に該当。 委員から意見徴取し、計画案を本計画とすることに承認を得た。 | HP、担当窓口での閲覧、広報にて公表 |
| 5 | 安平町健康増進増進計画(健康あびら21)第3次計画の策定【健康福祉課健康福祉G】 | 高齢化が進む中、町民一人ひとりが主役となって、健康観を持って健康による生活の質を高め、健康寿命を伸ばし、健康で豊かな社会の実現を目指すことを目的に策定するもの。 | 安平町地域福祉総合検討推進会議 保険部会 令和6年2月14日 | 1号(計画策定)に該当。 委員から意見徴取し、出された意見のもと計画案を修正した。 | HP、担当窓口での閲覧、広報にて公表 |

(7) 条例第6条第2項等の理由により町民参画を実施しなかったもの

| No. | 名称及び担当課 | 概要 | 第6条第1項の該当・判断日 | 実施しなかった理由(条例第6条第2項) |
|-----|-----------------------------|---|---------------|--|
| 1 | 安平町行政改革プラン2022の一部修正【総務課総務G】 | 計画書中「今後の財政見直し」について、「安平町後期財政計画」との整合性を図るため計画数値を見直し、「職員数の推移」を「第4次安平町職員定員管理計画」にあわせ一部修正。 | 令和5年4月3日 | 条例第6条第1項の各号に該当しない事業ではあるが、行革委員会に諮り意見聴取する。 |

* 条例第6条第2項第2号(緊急に行う必要があるもの)に該当する案件は0件